

# 令和5年6月市議会 教育厚生委員会資料

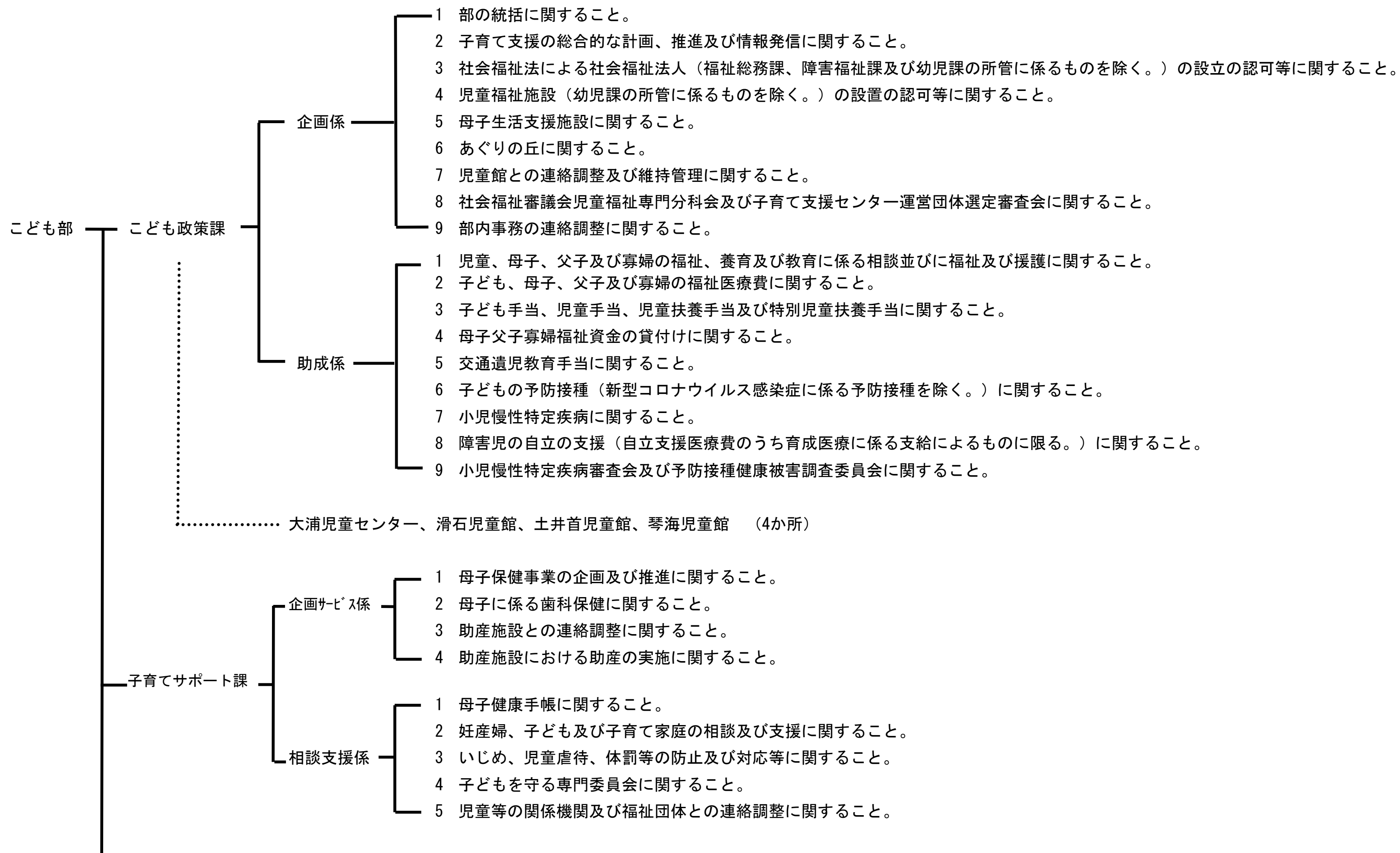
## 所管事項調査に係る資料

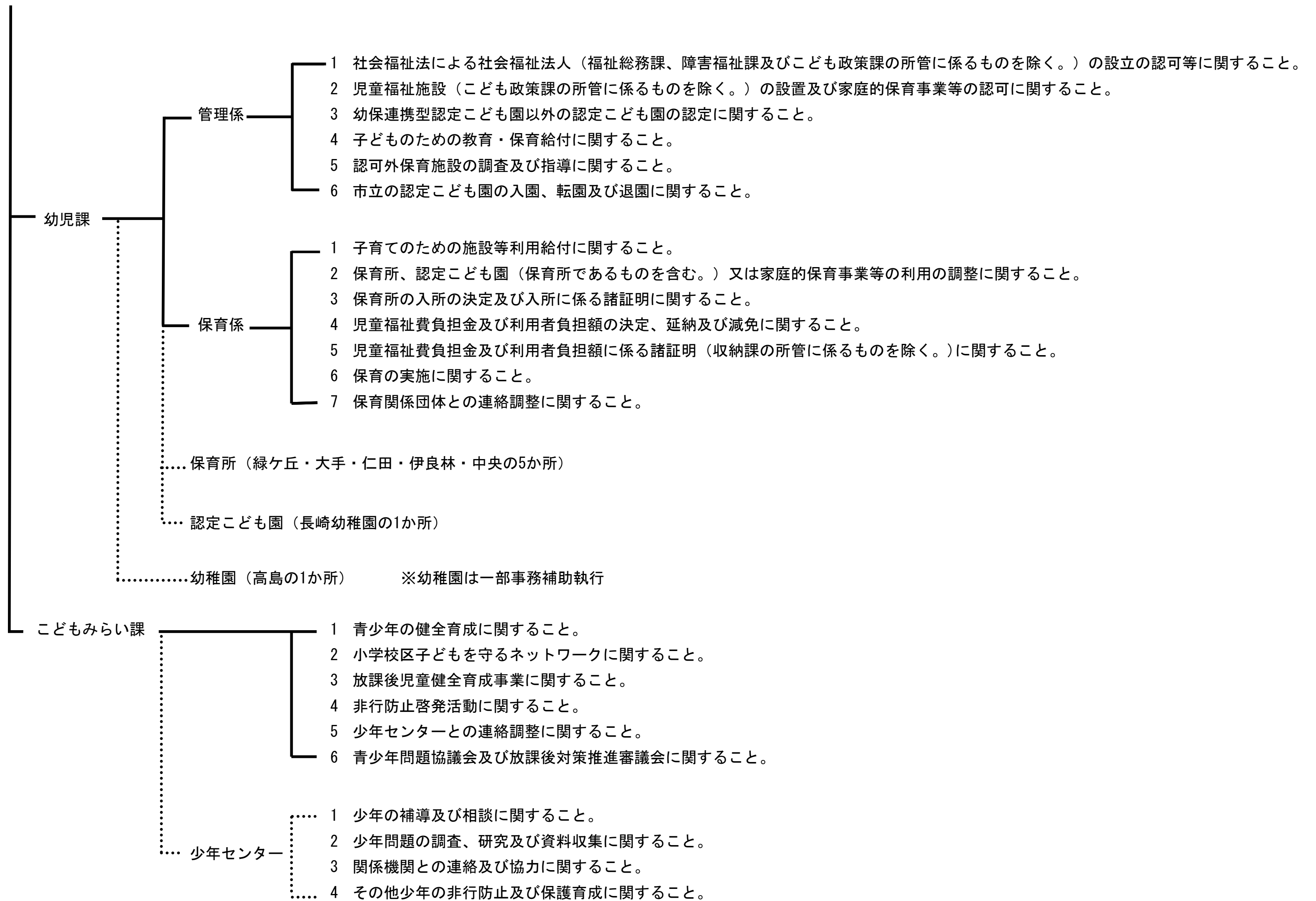
### 目次

- 1 こども部機構及び事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2～ 3
- 2 こども部補職者名簿及び職員数・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4～ 5
- 3 子どもの年齢区分に応じた主な施策の展開・・・・・・・・ P 6
- 4 令和5年度こども部所属別事業一覧・・・・・・・・・・・・ P 7～20
- 5 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費について・・・・ P21～22
- 6 待機児童数について（報告）・・・・・・・・・・・・・・ P23～24
- 7 不適正な支出等に係る放課後児童クラブの調査結果について・・・・ P25～26
- 8 基本構想・基本計画等作成調について・・・・・・・・・・・・ 別冊
- 9 令和4年度指定管理者制度の状況について・・・・・・・・・・・・ 別冊

こども部  
令和5年6月

# 1 こども部機構及び事務分掌（令和5年6月1日現在）





## 2 こども部補職者名簿及び職員数（令和5年6月1日現在）

正規職員総数 134人

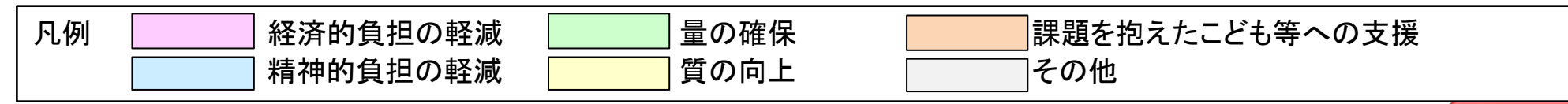
※（ ）内の数字は正規職員数

★ 【部長】	藤 田 庄 三	内線番号	2700
★ 【こども政策課】 (22人)		829-1278 (直通)	
課長	中 辻 雅 夫	内線番号	2990
課長補佐	井 本 洋 行	内線番号	2991
企画係長 (9)	内 田 健 一	内線番号	2991
助成係長 (11)	西 村 直 美	内線番号	3071
★ 【子育てサポート課】 (24人)		829-1255 (直通)	
次長兼課長	高 橋 秀 子	内線番号	3030
課長補佐	池 山 加 奈 恵	内線番号	3041
企画サービス係長 (7)	川 島 光 恵	内線番号	3021
相談支援係長 (15)	山 城 美 由 紀	内線番号	3051

★ 【幼児課】	(78人)		829-1142 (直通)
次長兼課長		山 口 浩 一	内線番号 3130
主幹		宅 島 佳 也 子	内線番号 3121
課長補佐		迫 頭 智 宏	内線番号 3131
管理係長	(11)	島 田 智	内線番号 3131
保育係長	(10)	大 出 啓 太 郎	内線番号 3091
保育所	(44)		
緑ヶ丘保育所長		牧 島 澄 子	822-9351 (直通)
大手保育所長		中 野 直 美	845-0650 (直通)
仁田保育所長		秋 田 文 月	822-7045 (直通)
伊良林保育所長		飯 田 昭 子	823-3366 (直通)
中央保育所長		安 井 彰 子	821-6736 (直通)
認定こども園	(10)		
長崎幼稚園長		吉 岡 慶 子	824-9966 (直通)
★ 【こどもみらい課】	(9人)		825-1949 (直通)
課長		中 野 尚 志	内線番号 3060
教育管理官兼			
少年センター所長		川 口 邦 春	内線番号 3062
係長兼			
少年センター係長	(7)	宮 嶋 弘 人	内線番号 3061



3 子どもの年齢区分に応じた主な施策の展開（令和5年度6月補正後）



長崎市第五次総合計画	妊産婦	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生	新規・拡大事業
F4-2 母と子の健康を支援します	【拡大】子育て世代包括支援センター運営費						新規・拡大事業(6月補正は朱書き)
	妊産婦新型コロナウイルス感染症対策費 【拡大】妊産婦健康診査費 乳幼児、1歳6か月児、3歳児健康診査費 【拡大】産前産後支援事業費 乳児家庭全戸訪問費 未熟児養育医療費 母子保健訪問指導費 軽中度難聴児補聴器購入費補助金 身体障害児育成医療費 小児慢性特定疾病医療費 【拡大】親子歯科口腔保健費 乳幼児健全発達支援費※総合事務所で予算計上						
F4-3 子育て支援の充実を図ります	【新規】子ども・子育て支援事業計画策定費						新規・拡大事業(6月補正は朱書き)
	社会福祉審議会費 【拡大】子育て応援情報発信費(子育て応援情報サイト「イーカオ」、イーカオサポーター制度創設、子育てガイドブック) 【新規】子育て応援アプリ導入 助産施設入所費 赤ちゃんの駅の推進 【新規】児童福祉等施設整備事業費(子育て支援センター) 民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策費(子育て支援センター) 【拡大】子育て支援センター運営費(発達支援に特化した子育て支援センター) 地域親子のふれあい支援費(お遊び教室、パパデー) 交通遺児援助費 【新規】伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業費 ファミリーサポートセンター運営費 児童センター・児童館運営費 あぐりの丘運営費 【新規】児童福祉等施設整備事業費(あぐりの丘) 子ども食堂開設応援費 【新規・ゼロ予算】子どもの居場所連携体制づくり 【拡大】子ども医療対策費(入院・通院:乳幼児～高校生) 【拡大】児童福祉システム整備費 児童手当費 特別児童扶養手当費 【新規】子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 【拡大】子育て短期支援費(ショートステイ、トワイライトステイ) 【新規】子育て世帯訪問支援事業費 【新規】子ども・子育て支援連携体制促進事業費						
F4-4 子どもを育てやすい環境の充実を図ります	保育所 ・産休・病休代替職員費補助金 ・民間保育所等事業費補助金 ・【新規】こどもの安心・安全対策支援パッケージ推進事業費補助金 ・民間保育所等運営費補助金 ・医療的ケア児保育支援費補助金 ・長崎市保育会研修費等補助金 ・【拡大】市立保育所費(運営費) ・【新規】児童福祉等施設整備事業費補助金(民間保育所) ・【新規】新保育施設建設用地整備事業費(旧仁田佐古小学校跡地擁壁)		幼稚園 ・認可外保育施設等利用給付費 ・低所得世帯副食費給付費 ・私立幼稚園等振興費補助金 ・長崎市私立幼稚園・認定こども園協会研修費等補助金 ・高島幼稚園運営費 ・私立幼稚園預かり保育促進費補助金 ・学校医等配置費(幼稚園歯科医、薬剤師) ・幼稚園保健衛生管理費 ・全国市長会学校災害賠償補償保険料(幼稚園) ・【新規】幼稚園施設整備事業費(高島幼稚園)		放課後児童クラブ ・【拡大】放課後児童健全育成費 ・【拡大】児童福祉等施設整備事業費補助金(放課後児童クラブ)		新規・拡大事業(6月補正は朱書き)
	認定こども園 ・【新規】こどもの安心・安全対策支援パッケージ推進事業費補助金 ・【拡大】市立認定こども園(運営費) ・【拡大】児童福祉等施設整備事業費補助金(民間認定こども園)		その他 ・認可外保育施設等利用給付金 ・認可外保育施設健康診断実施費補助金 【新規】保育士等サポート事業費補助金(民間保育所、民間認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所) 保育所等質の向上支援事業費(民間保育所、民間認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、家庭的保育事業) 保育所等施設型給付費(民間保育所、民間認定こども園、幼稚園) 【新規】民間保育所等副食費支援補助金(民間保育所、民間認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、認可外保育施設) 【新規】民間保育所等非常通報装置整備費補助金(民間保育所、民間認定こども園、認可外保育施設) 【新規・ゼロ予算】保育士等相談窓口の設置		放課後子ども教室 ・放課後子ども教室推進費		
F4-5 ひとり親家庭等の自立を支援します	児童扶養手当費 ひとり親家庭・寡婦医療対策費 白菊寮運営費 広域入所費 ひとり親家庭自立支援助成費 ひとり親家庭等自立促進センター費 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費(特別会計) ひとり親家庭等日常生活支援費 母子父子福祉指導費						
E2 犯罪、交通事故のない地域づくりを進めます 1 地域の防犯、交通安全活動を推進します	子どもを守るネットワーク推進費						少年センター相談・補導活動費 青少年問題協議会費
F1 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします 2 人権侵害から市民を守ります	児童虐待防止対策費 子どもを守る取組推進費						
F8 安心できる衛生環境を確保します 1 感染症の発生と感染拡大を防止します	事故賠償補償保険料(予防接種) 事故措置費(予防接種) 【拡大】定期予防接種費 予防接種再接種費 ※20歳未満まで 乳幼児インフルエンザ予防接種費						新規・拡大事業 【拡大】定期予防接種費(子宮頸がん予防ワクチン9価の新設等)
G1 長崎のまちを愛し、新たな時代を生き抜く子どもを育みます 3 家庭・学校・地域の連携による教育の充実を図ります	子ども会等育成推進費						青少年健全育成活動費補助金

#### 4 令和5年度 こども部所属別事業一覧(6月補正後)

##### 【こども政策課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
1		社会福祉審議会費 (児童福祉専門分科会)	社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、児童福祉に関する子育て支援策など、重要事項を調査・審議する。	381
2	新規	子ども・子育て支援事業計画策定費	子ども・子育て支援法第61条に基づき、5ヶ年を1期とした「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定する。 R5：計画策定のためのニーズ調査及び調査結果に基づく量の見込みの推計 R6：推計した量の見込みに対応する確保策を決定し、県との調整・パブリックコメントを経て計画を策定	5,750
3	拡大	子育て応援情報発信費	子育て応援情報サイト「イーカオ」の管理運営を行うとともに、全体的な見直しを検討するため、令和5年度も「パパママモニター」を継続し、併せてイーカオサポーター認証制度を構築する。	1,991
4		子ども食堂開設応援費	子ども食堂の運営を熟知した者(子ども食堂開設応援アドバイザー)を長崎市が派遣し、子ども食堂の開設を検討している個人・団体からの相談に応じ、助言、情報提供等を行うことにより、開設を支援する。	180
5	拡大	子ども医療対策費	高校生世代まで(18歳到達後の3月31日まで)の子どもを対象に、その保護者に対して、子どもの保険診療費の一部負担金から1日800円(月1,600円を上限)を差引いた額を助成する。 ・対象：高校生世代まで(入院・通院とも) ※高校生世代の助成については令和5年4月受診分から ・助成方法 中学生まで：現物給付(乳幼児は県内の医療機関、小学生以上は長崎市、諫早市、西海市、時津町、長与町内の医療機関で受診した場合) 高校生世代：償還払い  令和5年4月1日受診分から高校生世代まで助成対象者を拡大 拡大分の償還払いの申請は令和5年10月から受付開始	1,187,719
6		交通遺児援助費	交通事故により、母または父が死亡した遺児を監護する者に、見舞金及び教育手当と入学・卒業祝金を支給し、児童の健全な育成を支援する。	394
7	拡大	児童福祉システム整備費	児童福祉システムにおいて、標準レイアウト変更及び公金受取口座対応に係る改修等を行う。また、標準化に係る現状分析作業を行う。	18,498
8	拡大	子育て支援センター運営費	(1)地域に密着した子育て支援センターを設置し、未就園児とその保護者が気軽に集い、遊びや相談、情報交換を行うことで育児不安、悩みの解消や仲間づくりができる場を提供する。 ●通常子育て支援センター(令和5年4月時点箇所数) ・週6日型(10:00~16:00 6時間開設) 13箇所 ・週3日型(10:00~15:00 5時間開設) 3箇所 ●発達支援に特化した子育て支援センター ・週6日型(10:00~16:00 6時間開設) 1箇所  (2)長崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、市内16区域に設置することとしている子育て支援センターについて、未設置となっている下記の1区域において、新たに運営団体の公募などを行って設置する。 ・丸尾・西泊・福田区域(週6日型)	104,235



#### 4 令和5年度 こども部所属別事業一覧(6月補正後)

##### 【こども政策課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
9		児童センター・児童館運営費	児童に健全な遊び場を与えてその健康を増進し又は情操を豊かにすることを目的とした施設を運営する。 【4箇所】大浦児童センター、滑石児童館、土井首児童館、琴海児童館	32,947
10		あぐりの丘運営費	子どもを中心として、若者及び高齢者を含む全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場を提供することにより、子どもの健やかな成長を育むとともに、市民のレクリエーションに資することを目的として設置する「あぐりの丘」について、指定管理者による管理運営を行うもの。  指定管理委託料 総額 837,419千円 (各年度内訳) 令和4年度 72,645千円 令和5～9年度 764,774千円 (期間) 令和4年10月28日～令和10年3月31日	166,705
11		民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策費	子育て支援センターにおいて、職員又は利用者新型コロナウイルスの感染者もしくは濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（緊急時の職員確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備等に係る費用）につき、補助金を交付する。  (1) 事業継続支援事業 ・対象施設：子育て支援センター(既設17施設、新設1施設) ・上限額：1施設あたり30万円	5,400
12		軽中度難聴児補聴器購入費補助金	軽度・中等度の難聴児の補聴器購入において、新規又は耐用年数(5年)が経過した補聴器の購入費を補助する。	1,593
13		児童福祉総務費事務費	こども政策課の業務に係る費用。	1,599
14	新規	【補助】児童福祉等施設整備事業費 子育て支援センター	子育て支援センター未設置1区域(丸尾・福田・西泊区域)に子育て支援センターを新設する。 丸尾・西泊・福田区域(新築) 50,000千円	50,000
15	新規	【単独】児童福祉等設備整備事業費 あぐりの丘	長崎市あぐりの丘において使用している農作業用機械の老朽化が著しく、作業に支障があるため、購入するもの。  備品購入費 9,900千円 購入機械 ホイルローダー、トラクタ、軽トラック (5,718千円、2,774千円、1,408千円)	9,900
16		児童手当費	中学校卒業までの児童を養育する保護者等に児童手当を支給する。所得制限限度額以上所得上限限度額未満のかたには、特例給付を支給する。 [児童手当] 3歳未満児：月額 15,000円 3歳以上(第1子及び第2子)：月額 10,000円 3歳以上(第3子以降)：月額 15,000円 中学生：月額 10,000円 [特例給付] 所得制限限度額以上所得上限限度額未満：5,000円/児童 (令和4年6月から適用)	5,347,826  (うち扶助費) 5,334,545



4 令和5年度 こども部所属別事業一覧(6月補正後)

【こども政策課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
17		母子父子福祉指導費	母子・父子自立支援員2名及び償還推進員2名を配置し、ひとり親家庭等の生活相談等に応じ、その自立に必要な指導を行い、福祉の増進を図るとともに、福祉資金貸付金の償還金の納入を指導する。	11,562
18		ひとり親家庭自立支援助成費	<p>母子家庭の母・父子家庭の父の職業能力の開発及び資格取得を推進するため、教育訓練を受講し、または資格取得のために1年以上(高等職業訓練については令和5年度まで6ヶ月以上)養成機関で修業する場合に、生活の負担軽減を図るための給付金を支給する。 対象者：20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父(支給要件あり)</p> <p>(1) 自立支援教育訓練給付金 ア 支給額：受講費用の60%(上限40万円、下限12,001円。ただし、下記講座③を受講する場合は上限80万円(修業年限×20万円)) イ 対象講座：①雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座 ②雇用保険制度の特定一般教育訓練給付の指定講座等 ③雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座等(専門資格の所得を目指すものに限る。)</p> <p>(2) 高等職業訓練促進給付金 ア 支給額 市民税非課税世帯：月額10万円(最終1年14万円) 市民税課税世帯：月額70,500円(最終1年110,500円) イ 支給期間 修業期間の全期間(上限3年。ただし、資格取得のために4年課程が必須となる資格を目指す者等については4年)</p> <p>(3) 高等職業訓練修了支援給付金 ア 支給額 市民税非課税世帯：50,000円 市住民税課税世帯：25,000円</p> <p>※(2)、(3)について従来制度の拡充(令和3年4月から) ・支給対象期間の拡充 准看護師養成機関を修了する者が引き続き看護師資格を取得するために養成機関で修業する場合の支給対象期間を3年から4年に拡充。 ・対象資格・訓練の拡充【令和3~5年度限定】 支給の対象となる資格・訓練について、国が指定する養成機関における1年以上のカリキュラムから、資格の取得に際し、養成機関における6月以上のカリキュラムによる国が指定する民間資格にも拡充。</p>	57,682
19		ひとり親家庭等自立促進センター費	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の自立支援のために、一貫した就労支援サービスを提供するとともに、専門家による相談体制の整備や継続的な生活への助言等、ひとり親等への総合的支援を行うことを目的とした「ひとり親家庭等自立促進センター事業」を長崎県と共同して実施する。	4,214

4 令和5年度 こども部所属別事業一覧(6月補正後)

【こども政策課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
20		児童扶養手当費	<p>ひとり親家庭等で父又は母と生計を同じくしていない児童、父又は母が一定の障害状態にある児童を監護する父又は母又は養育者に支給する。(児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。一定の障害を有する児童は、20歳未満まで。)</p> <p>【支給回数】 ・2か月分ずつ年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)</p> <p>【支給月額】 ・児童1人目月額 44,140円 ※所得制限による一部停止の場合 44,130円~10,410円 ・児童2人目月額 10,420円~5,210円加算 ・児童3人目以上一人につき月額 6,250円~3,130円加算</p>	1,846,209
21		特別児童扶養手当費	<p>精神又は身体に障害のある児童を監護する父若しくは母又は養育者に支給する。</p> <p>【支給月額】 ・1級 月額 53,700円 ・2級 月額 35,760円</p>	※県において認定・支給。 長崎市においては受付・進達のみ
22		ひとり親家庭・寡婦医療対策費	<p>20歳未満の児童を監護しているひとり親家庭等の父又は母及びその18歳未満(高校在学中は20歳未満)の子ども、父母のいない18歳未満(高校在学中は20歳未満)の子どもが医療機関で治療を受けた場合並びに寡婦(60歳~70歳未満のひとり暮らしの者)が入院し治療を受けた場合、保険診療費の一部負担金から次の額を差引いた額を助成する。</p> <p>・父、母、子:1日800円(月1,600円上限) ・寡婦:入院1日につき 1,200円 ・助成方法:平成22年12月から市内の市長が定める医療機関受診分については現物給付方式で助成</p> <p>【令和3年度制度拡大】令和3年10月~ ひとり親家庭等の父または母及びその子の助成について、現物給付での助成対象市町を長崎市のみから「諫早市、西海市、時津町、長与町」の隣接する4自治体全てに拡大する。</p>	167,895  (うち扶助費) 162,190
23		白菊寮運営費	<p>配偶者のいない女性又はそれに準ずる事情のある女性が、児童を養育していくことが困難になった場合に保護し、その世帯の自立促進のために生活を支援することを目的として設置する「白菊寮」について、指定管理者による管理運営を行うもの。</p> <p>指定管理委託料 総額 124,270千円 (各年度内訳) 令和2年度 24,854千円 令和5年度 25,034千円 令和3年度 24,914千円 令和6年度 24,734千円 令和4年度 24,734千円 (期間) 令和2年4月1日~令和7年3月31日</p>	26,814

#### 4 令和5年度 こども部所属別事業一覧(6月補正後)

##### 【こども政策課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
24	新規	【4月専決】 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（ひとり親世帯分）	食費等の物価高騰等に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国の通知に基づき、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するもの。  【低所得のひとり親世帯】 (1) 令和5年3月分又は4月分の児童扶養手当の受給者 (2) 公的年金等を受給しているため児童扶養手当を受けていない者 (3) 家計急変者  【支給額】対象児童一人あたり5万円	322,500
25	新規	【4月専決】 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（その他世帯分）	食費等の物価高騰等に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国の通知に基づき、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するもの。  【その他低所得の子育て世帯】 (1) 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯）の受給者 (2) 令和5年度市民税均等割が非課税の者 (3) 家計急変者  【支給額】対象児童一人あたり5万円	237,000
26		(予防接種)事故賠償補償保険料	予防接種実施上の過失等に起因して被接種者の身体または生命が害された際に、市が法律上の賠償責任を被った場合の損害を補填する保険に加入する。	881
27		(予防接種)事故措置費	予防接種による健康被害者に対して、医療費、医療手当及び障害年金を支給する。	8,830
28		未熟児養育医療費	出生時の体重が2,000g以下又は生活力が特に薄弱であると医師が判断した未熟児のうち、医師が入院による養育を必要と認めた者に対して必要な医療の給付を行う。	32,688
29		身体障害児育成医療費	確実な治療効果が得られる身体上の障害を有する児童等に対して必要な医療の給付を行い、生活能力の回復を図る。	5,868
30		小児慢性特定疾病医療費	小児慢性特定疾病にかかっている児童等に対して必要な医療の給付を行うとともに、対象児童等の自立を支援する。	152,208

#### 4 令和5年度 こども部所属別事業一覧(6月補正後)

##### 【こども政策課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
31		乳幼児インフルエンザ予防接種費	生後6か月から小学校就学前までの乳幼児を対象としたインフルエンザの任意予防接種について、費用の半額程度を公費負担して委託医療機関で実施する。	68,765
32		予防接種再接種費	予防接種法に基づき実施される定期予防接種のうち、骨髄移植等の医療行為を受けたことにより、予防接種で得た免疫が失われた方に対し、20歳未満までに再接種した費用を助成する。	880
33	拡大	定期予防接種費	<p>伝染のおそれがある疾病の発生又はまん延を予防するために、予防接種法に基づく定期予防接種について、全額公費負担して委託医療機関で実施するとともに、県外での接種費用を助成する。</p> <p>[対象疾病]ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ、結核、日本脳炎、麻しん、風しん、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症</p> <p>令和5年4月より子宮頸がん予防ワクチン9価の新設</p>	953,392
34		【特別会計】 母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて福祉を増進するために必要な資金の貸付けを行う。 (貸付金内訳：母子父子 10,852千円 寡婦 2,342千円)	13,194
35		こども基金	<p>次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことを目的に、市民と行政が一体となって、子ども・子育てに関する支援の取り組みを推進するため、2億円を原資としてこども基金を設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置日：平成20年4月1日</li> <li>・増資方法：企業・団体及び篤志家からの寄附及びそれと同額を行政が基金に積み立てる(マッチング方式)</li> <li>・R4年度末現在高(予算ベース)：4億9,492万5,055円</li> <li>・R5年度活用予定額：60,000千円</li> </ul> <p>※新型コロナウイルス感染症対策の財源不足を補うため、令和3年度から5年間毎年60,000千円を取り崩し、こども部の主な新規・拡大事業に充当する。</p> <p>【R5年度 こども基金の主な充当予定事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援事業計画策定費 (5,460千円)</li> <li>・伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業費 (54,540千円)</li> </ul>	-

#### 4 令和5年度 こども部所属別事業一覧(6月補正後)

##### 【子育てサポート課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
1		子育て応援情報発信費	子育てに係る様々な情報を掲載した「子育てガイドブック」を作成する。	763
2		児童虐待防止対策費	関係機関とのネットワーク（長崎市親子支援ネットワーク地域協議会）により連携、情報交換を行い、児童虐待の早期発見、発生防止に努めるとともに地域住民に対し啓発を行う。	15,153
3		子どもを守る取組推進費	子どもに対するいじめ、児童虐待、体罰等の防止に関する広報、啓発、相談体制を整備するとともに、各種機関との連携を図る連絡協議会や専門的かつ客観的見地からの調査等を行う専門委員会を設置するなど、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整える。	311
4		地域親子のふれあい支援費	公民館、ふれあいセンター等において、地域の民生委員・児童委員、ボランティアと協力し、未就園児及びその保護者を対象とした「お遊び教室」を開催し親子の交流を図り、また、子育てに関するミニ講座や相談を行うことにより、健やかな子育てができるよう支援する。 市内：32箇所・407回実施予定	6,547
5	新規	子育て応援アプリ導入費	スマートフォン等で母子の健康管理や予防接種の管理ができ、子育て情報等の必要な情報をプッシュ通知で受け取ることや、施設検索等、便利で簡単に子育て支援サービスが利用できる子育て応援アプリを導入する。	2,321
6		伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業費	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えるために、伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する。 ・伴走型相談支援：妊娠届出時より妊婦や0～2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信等を行い必要な支援へとつなぐ。 ・経済的支援（出産・子育て応援給付金）：妊娠届や出生届を行った妊婦等に出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため合計10万円を給付する。	300,296
7		乳児家庭全戸訪問費	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を民生委員・児童委員が訪問し、子育てに関する情報を提供するとともに、子育ての状況を把握することで、支援が必要な家庭を早期に発見して保健師の訪問などにつなぐ。また、乳児がいる家庭と地域をつなぐことで孤立化を防ぎ、乳児の健全な養育環境を確保する。	8,291
8		養育支援訪問費	出産後間もない時期や、さまざまな要因により養育が困難になっている家庭に対して、育児についての技術的助言や指導を保健師等の専門職が行い、児童虐待の防止を図る。	46
9		子育て世帯訪問支援事業費	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。	1,176
10		ファミリー・サポート・センター運営費	地域において、子育ての援助を行いたい人と、子育ての援助を受けたい人が会員となって、一時的な子育ての助け合いを行う会員組織である「ファミリー・サポート・センターながさき」を運営する。	9,683
11	拡大	子育て短期支援費	児童を養育している家庭の保護者が疾病や仕事等の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に児童福祉施設において一定期間養育する。 ・短期入所生活援助事業（ショートステイ） ・夜間養護事業（トワイライトステイ） 【受け入れ施設としてファミリーホームを追加】	1,879



#### 4 令和5年度 こども部所属別事業一覧(6月補正後)

##### 【子育てサポート課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
12		子ども・子育て支援連携体制促進事業費	利用者支援専門員が中心となり、身近な場所で不安を抱える子育て家庭の相談に応じ、各家庭の実情に応じた適切なサービスや事業を地域のなかで利用できるよう、地域の中で子育て支援を行う機関や団体等とのネットワークづくりを推進し、地域の実態に沿った連携体制を構築する。	3,420
13		助産施設入所費	保健上必要があるにも関わらず、経済的理由で入院助産を受けることができない妊産婦に対し助産を行う。 (実施施設：長崎みなとメディカルセンター)	10,477
14		ひとり親家庭等日常生活支援費	ひとり親家庭の父母等が、教育訓練を受けるなど自立促進に必要な事由や疾病などの社会的事由などにより、一時的に生活援助・保育等のサービスが必要な状況にある世帯、又は生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている世帯に対し、家庭生活支援員を派遣し、生活支援・子育て支援を行うことで生活の安定を図る。	771
15		広域入所費	配偶者のいない女性又はそれに準ずる事情のある女性が、児童を養育していくことが困難になった場合に保護し、その世帯の自立促進のために生活を支援するが、DV被害者等で市内の施設では安全が確保できないと判断した場合、市外の母子生活支援施設に入所し、その経費を支弁する。	15,212
16	拡大	妊産婦健康診査費	妊娠高血圧症候群や貧血などの異常を発見して治療につなぎ、安全な出産が迎えられるよう、妊婦に対する定期健康診査（最大14回）と「産後うつ」の予防などのための産後の健診（最大2回）を委託医療機関において実施するとともに、県外での受診費用を助成する。また、多胎妊婦については5回を限度とした健診の助成を追加し、低所得妊婦については初回の産科受診費用を助成する。	247,780
17		乳幼児健康診査費	生後4か月児に公的機関で乳児健康診査を実施するほか、7か月、10か月児は委託医療機関において公費による健康診査を実施する。必要により精密健康診査費を助成して乳児の健康の保持増進に努める。また、新生児聴覚検査の費用の一部を助成する。	33,909
18		一歳六か月児健康診査費	1歳6か月から2歳までの間に、公的機関で健康診査を実施し、必要により精密健康診査費を助成して幼児の健康の保持増進に努める。また、歯科健康診査やフッ化物塗布など歯科保健の向上を図る。	5,812
19		三歳児健康診査費	3歳から4歳の間に、公的機関で健康診査を実施し、必要により精密健康診査費を助成して幼児の健康の保持増進に努める。また、歯科健康診査を実施し、歯科保健の向上を図る。	7,731
20	拡大	子育て世代包括支援センター運営費	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、母子保健と子育て支援を一体的に取り組み、子育て家庭のあらゆる相談に対応するとともに必要な支援へとつなぐ。また、これまでの相談体制に加え、不安や悩みを抱える保護者が気軽にいつでも相談できるよう、LINEを活用した相談体制を整える。	5,571
21		母子保健訪問指導費	新生児、妊産婦及び未熟児などを対象に、家庭訪問により適切な助言指導を行い、産後うつの早期発見や児童虐待防止を図る。	3,843
22	拡大	産前産後支援事業費	妊娠・出産・産後の心身の負担や子育てに対する不安の軽減を目的に、特に支援の必要な母子に対して、産科医療機関等において心身のケアや育児支援等を行う。産後ケアについては、これまでの宿泊（ショートステイ）型及び通所（デイケア）型に加え、訪問（アウトリーチ）型を導入する。また、利用回数の見直しや利用者負担の減免、市外利用者への還付により利用しやすい環境を整える。	4,040
23		妊産婦新型コロナウイルス感染症対策費	新型コロナウイルス感染症の対策として、不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査を実施する。	16,950
24	拡大	親子歯科口腔保健費	妊娠・出産及び乳幼児期における親子の口腔疾患を予防するため、保健指導及び歯科医院への受診支援を実施することで、子育て家庭の正しい歯科保健行動の確立を図る。また、すでに実施している妊産婦歯科健診に夫・パートナーを加える。	12,386

#### 4 令和5年度 こども部所属別事業一覧(6月補正後)

##### 【幼児課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
1	新規	保育士等サポート事業費補助金	保育補助者や保育の周辺業務を行う人員を配置することにより、保育士等の持ち帰り仕事の削減や休憩時間を確保し、保育士等の労働環境の改善及び保育の質の向上を図るため、保育補助者又は保育支援者を雇用する場合に必要な経費を補助する。	199,005
2	新規	【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金 民間保育所	入所児童の保育環境の向上を図るため、民間保育所において老朽施設の整備にかかる経費を助成する。 【対象施設】 3施設 ・西浦上保育園（改築） ・山里平和保育園（改築） ・もとお保育園（改築）	119,116
3	拡大	【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金 民間認定こども園	入所児童の保育環境の向上を図るため、民間認定こども園の老朽施設の整備に伴う経費を助成しているが、事業に係る国の補助基準額が改定されたことに伴い、補助額を増額するもの。（当初予算計上の2施設のうち1施設について増額） 【対象施設】 1施設 ・深堀こころこども園（改築）	466,120
4		産休・病休代替職員費補助金	児童福祉施設等に勤務する職員が出産又は病休を取得するにあたり、その職員の職務を行わせるための代替職員を臨時的に任用する経費を助成する。	3,772
5		病児・病後児保育費	病気又はその回復期にある児童で集団及び家庭での保育ができない場合に、その児童を一時的に保育し、安心して子育てができる環境を整備するもの。 【実施施設】 4施設 ・ふくだこどもクリニック「あひるっこルーム」 ・中山小児科クリニック「にこにこルーム」 ・社会福祉法人 正道会「あおむし」 ・りゅうキッズクリニック「クローバー」  ※ 平野医院「ボン クラージュ」R5から廃止	86,874
6		保育所等質の向上支援事業費	市内を3区域に分け、区域内の保育所等の職員が集まり、業務の課題の洗い出しや対処方法などについてグループワークを行うことにより、保育の質の向上を目指すとともに、施設間の連携を強めることで地域としての保育力向上を図る。	805

#### 4 令和5年度 こども部所属別事業一覧(6月補正後)

##### 【幼児課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
7		認可外保育施設等利用給付費	認可外保育施設等の利用料について、幼児教育・保育の無償化の対象となるため、利用料の給付を行う。 また、給付にかかる請求書等の整理・データ入力等の事務を民間事業者へ委託し、事務の効率化を図る。	167,986
8		低所得世帯副食費給付費	新制度未移行の幼稚園を利用する低所得者等に対し、新制度に移行した施設と同様に副食費の支援を行う。 【対象施設】 3施設 ・補助額 1人あたり4,500円/月	1,860
9		民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策費	民間保育所等において、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費を補助する。	154,893
10		民間保育所等事業費補助金	・特定教育・保育施設等実施事業費補助金：182,646千円 ・一般型一時預かり費補助金：72,271千円 ・幼稚園型一時預かり費補助金：126,425千円	381,342
11		認可外保育施設健康診断実施費補助金	認可外保育施設に従事する職員及び利用児童に対して健康診断を実施するための費用を補助する。	413
12		民間保育所等副食費支援補助金	原油価格・物価高騰の影響による食材費の上昇分の補助を行うもの。	66,288
13		こどもの安心・安全対策支援パッケージ推進事業費補助金	こどもの安全対策として、園児送迎用バスへの安全装置の導入、登園管理システムの導入及びICTを活用したこどもの見守りサービスの導入に係る経費を助成するもの。	31,670
14		民間保育所等運営費補助金	民間保育所等の運営及び保育内容の充実並びに職員の処遇向上を図るため、民間保育所及び認定こども園（保育所型、幼保連携型）に対し助成するもの。	237,312

#### 4 令和5年度 こども部所属別事業一覧(6月補正後)

##### 【幼児課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
15		医療的ケア児保育支援費補助金	保育所等において、痰吸引や胃ろうなどの医療的ケアを必要とする児童の受入れを行う施設を指定し、医療的ケア児に対応する看護師の person 費相当額を助成することで医療的ケア児の受入れの安定化を図り、保育の充実を図る。 【対象施設】 3施設	12,531
16		民間保育所等非常通報装置整備費補助金	民間保育所等の幼児関連施設における乳児、幼児及び児童の安全の確保を図るため、民間保育所等で、当該施設に非常通報装置を設置するものに対し、1施設1回限り設置費用の一部を助成するもの。 ※非常通報装置…非常用ボタンを押すことで、電話回線を通じ、通報場所・所在地、事件の発生等を自動的に110番に通報する装置。	665
17		長崎市保育会研修費等補助金	長崎市保育会が実施する保育士等の研修事業活動費を助成する。	3,280
18		【単独】新保育施設建設用地整備事業費 旧仁田佐古小学校跡地擁壁	令和4年度に実施した設計等業務の結果を基に、擁壁等の工事を実施する。 【内容】 擁壁の撤去及び新設、鉄製フェンス・ブロック塀・金網フェンスの撤去、目かくしフェンスの設置	107,000
19		民間保育所等施設型給付費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間保育所 (71施設、延 67,894人/年、7,480,690千円)</li> <li>・認定こども園 (50施設、延 75,047人/年、6,769,769千円)</li> <li>・幼稚園 (10施設、延 9,570人/年、667,061千円)</li> </ul>	14,917,520
20		地域型保育給付費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育事業 (1施設、延84人/年)</li> </ul>	26,264
21		市立保育所費運営費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立保育所運営費 (5施設、定員550人)</li> </ul>	279,685
22		市立認定こども園費運営費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立認定こども園運営費 (1施設、定員117人)</li> </ul>	43,905

#### 4 令和5年度 こども部所属別事業一覧(6月補正後)

##### 【幼児課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
23		私立幼稚園振興費補助金	私立幼稚園等の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減を図るとともに、私立幼稚園の経営健全化を高めるため、市内の私立幼稚園等に対し、運営費等を補助する。	26,358
24		長崎市私立幼稚園協会研修費等補助金	長崎市私立幼稚園協会の研修事業を奨励し、教職員の資質向上を図るため、同協会が行っている各種の教職員研修に対し、その一部を補助する。	2,041
25		高島幼稚園運営費	・高島幼稚園運営費等 (1施設、定員40人)	5,985
26		【単独】幼稚園施設整備事業費 高島幼稚園	入所児童の保育環境の向上を図るため、高島幼稚園における老朽施設の整備	9,200
27		私立幼稚園預かり保育促進費補助金	家族の介護や就労のために児童を保育できない保護者が、市内の私立幼稚園等が実施している預かり保育を利用した場合、保護者に対して負担している預かり保育料の一部を補助する。	1,594
28		保育料(歳入)	長崎市社会福祉審議会(児童福祉専門分科会)の審議を経て、国の徴収基準額を基本に8階層に区分している。令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施された。なお、2人以上入所している場合の第2子については半額、第3子以降については無料としている。 ・民間保育所保育料(現年度) 611,644千円 ・市立保育所保育料(現年度) 32,074千円 ・市立認定こども園保育料(現年度) 7,695千円 計 651,413千円	651,413



#### 4 令和5年度 こども部所属別事業一覧(6月補正後)

##### 【こどもみらい課】

No	新規・拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
1		青少年問題協議会費	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関して総合的に審議するとともに、関係機関相互の連絡調整を図る。	253
2		少年センター相談・補導活動費	青少年の非行防止及び健全育成のために、関係機関と連携を図りながら、補導業務・相談業務・環境浄化業務などを推進する。	18,737
3		民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策費	新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、放課後児童クラブの運営団体に対して、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費のほかマスク、消毒液などの感染防止用の備品購入費用を補助する。また、新たな対象として、感染症対策のための改修に係る費用を補助する。	54,414
4		こどもの安心・安全対策支援パッケージ推進事業費補助金	こどもの安全対策として、児童送迎用バスへの安全装置の導入に係る経費を助成するもの。	1,056
5		放課後児童健全育成費	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る。 ・児童クラブへの補助金の交付[対象数:172支援の単位] (運営費、障害児受入費、処遇改善等事業費、家賃等補助、利用料減免費) ・児童クラブ支援員の研修、施設修繕等	1,750,850
6		放課後子ども教室推進費	長崎市内の小中学校区において、放課後又は、週末等に小学校等を使用し、地域と学校が連携・協力して、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、すべての子どもたちの安全・安心な活動場所を設けることを目的として放課後子ども教室を実施する。 ・放課後子ども教室への運営委託 ・放課後子ども教室開設セミナーの開催 ・放課後対策推進審議会の開催	15,200
7	拡大	【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金 放課後児童クラブ	放課後児童クラブ利用児童数の増加に伴う既存施設の狭あい化等の解消のため、施設整備に係る経費を補助する。 [補助対象:施設整備を行う法人] [対象施設:1クラブ]	46,946
8		子どもを守るネットワーク推進費	子どもたちが安全にかつ安心して過ごすことができる住みよいまちをつくるために、各小中学校区で子どもを守るネットワークを組織し、地域の力を結集して、パトロールなど子どもたちの安全確保のための活動を支援する。 [対象 67団体]	4,754

#### 4 令和5年度 こども部所属別事業一覧(6月補正後)

【こどもみらい課】

No	新規 ・ 拡大	事業名	事業概要	補正後の額 (千円)
9		子ども会等育成推進費	<p>長崎市子ども会育成連合会と長崎市青少年育成連絡協議会と連携して、子どもの活動の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島・長崎子ども会親善交歓会の実施</li> <li>・子ども会交流推進事業(子どもゆめフェスティバル)の実施</li> <li>・青少年育成協議会活動事例発表会の開催 等</li> </ul>	2,832
10		青少年健全育成活動費補助金	<p>青少年の健全な育成を図るために、地域の青少年育成協議会が行う健全育成活動や、非行・事故を防止する活動に対して補助金を交付し、その活動を支援する。 [対象 54団体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費補助</li> <li>・事業費補助</li> </ul>	13,500

## 5 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費について

本事業は、令和5年4月10日付けのこども家庭庁通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給について」を受け、速やかな支給事務のため特に緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年4月14日に補正予算の専決処分を行い、同条第3項の規定により令和5年5月11日開催の臨時議会において報告し承認を得たもの。

### (1) 概要

食費等の物価高騰等に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国の通知に基づき、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するもの。

### (2) 支給対象者等

支給対象者		対象児童数 (見込)	手続方法
ア ひとり親世帯	(ア) 令和5年3月分又は4月分の児童扶養手当の受給者	6,000人	申請不要 ※
	(イ) 公的年金等を受給しているため児童扶養手当を受けていない者	120人	申請必要
	(ウ) 家計急変者	230人	
イ その他世帯	(ア) 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯）の受給者	4,300人	申請不要 ※
	(イ) 令和5年度市民税均等割が非課税の者	200人	申請必要
	(ウ) 家計急変者	150人	
計		11,000人	

※支給対象者のうち、ア(ア)の者については直近の児童扶養手当の受給口座、イ(ア)の者については令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の受給口座を市において把握していることから、申請不要で市がプッシュ型で振込み。【令和5年5月31日支給済】

### (3) 支給額

対象児童1人当たり5万円

### (4) 支給時期

ア 支給対象者のうち申請が不要である者  
令和5年5月31日に支給済

イ 支給対象者のうち申請が必要である者

令和5年6月から令和6年3月の間の毎月11日（ただし、6月については6月20日。また、11日が休日の場合は直前の平日）  
 ※令和5年5月22日から申請受付開始。

(5) 周知方法

申請が必要である者に対しては特に周知が重要であるため、子育て応援情報サイト「イーカオ」への掲載等により周知。

(6) 予算額

事業名		補正額（千円）
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（ひとり親世帯分）		322,500
給付金		317,500
事務費		5,000
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（その他世帯分）		237,000
給付金		232,500
事務費		4,500
計		559,500

財源は全額国庫支出金

【参考】

児童扶養手当所得限度額（ひとり親世帯）

扶養親族等の数	本人		配偶者、扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0人	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1人	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2人	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3人	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4人	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000

非課税相当収入限度額（その他世帯）

世帯の人数	非課税限度額	非課税相当収入限度額
2人（例）夫（婦）、子1人	919,000	1,469,000
3人（例）夫婦、子1人	1,234,000	1,877,000
4人（例）夫婦、子2人	1,549,000	2,327,000
5人（例）夫婦、子3人	1,864,000	2,777,000

## 6 待機児童数について（報告）

### (1) 国待機児童・総待機児童の各人数

ア 国待機児童（※1）0人

平成31年度以降5年間の4月1日時点でいずれも0人

イ 総待機児童（※2）72人

（各年度4月1日現在）

待 機 理 由	R3	R4	R5
(7) 他に利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望している（認可外保育施設等に入所しているものの、特定の認可保育施設への入所を希望しているものを含む。）	101	75	72

※1 国待機児童：国の保育所等利用待機児童数調査要領に基づいて算出した待機児童

※2 総待機児童：(7)の理由で入所できていない待機児童

### (2) 国待機児童が「0」となった理由

令和5年4月入所希望者の利用希望施設での入所調整を行った結果、111人が待機児童となったが、利用希望施設以外の入所可能な他の保育所等の情報提供を行った結果、国待機児童が0人、総待機児童が72人となった。（各年度4月1日現在）

待 機 理 由	R3	R4	R5
(7) 他に利用可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望している（認可外保育施設等に入所しているものの、特定の認可保育施設への入所を希望しているものを含む。）	101	75	72
(イ) 他の入所可能な施設を紹介し、入所が決定	36	21	27
(ウ) 申請を取り下げた（幼稚園入園、転出等）	14	10	12
合 計	151	106	111

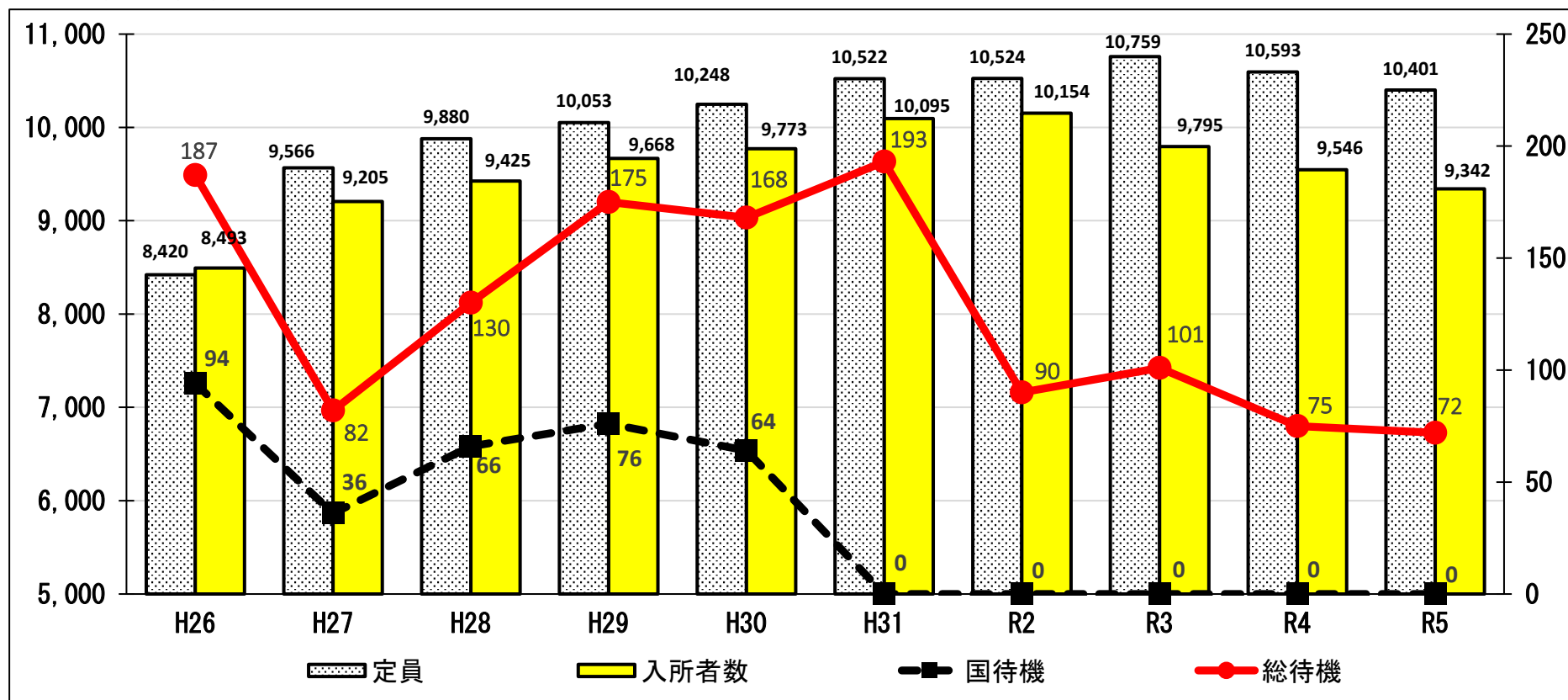


(3) 保育所等の入所者数、定員数、待機児童数の推移 (単位：人、各年度4月1日現在)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
定員数	8,420	9,566	9,880	10,053	10,248	10,522	10,524	10,759	10,593	10,401
入所者数	8,493	9,205	9,425	9,668	9,773	10,095	10,154	9,795	9,546	9,342
入所率	100.9	96.2	95.4	96.2	95.4	95.9	96.5	91.0	90.1	89.8
国待機	94	36	66	76	64	0	0	0	0	0
総待機	187	82	130	175	168	193	90	101	75	72

入所者数、定員数 (人)

待機児童数 (人)



## 7 不適正な支出等に係る放課後児童クラブの調査結果について

### (1) 概要

- ・令和4年度の定期調査において、A放課後児童クラブ（以下、「Aクラブ」という。）の令和3年度の小口現金の領収書を確認した際、タクシーの領収書について、B支援員に内容を確認したところ、飲食時の使用である旨の証言があったこと、また、勤務状況について疑義があったため、帳簿等の保管義務がある平成29年度から令和2年度までの補助金についても、領収書等の書類及び職員への聞き取り調査を行った。
- ・調査の結果、B支援員の不適正な支出及び勤務実態が判明した。その内容について、B支援員へ確認したところ、Aクラブの運営経費を私的経費に使用していたことや勤務時間について曖昧な部分があることを認めた。
- ・Aクラブは運営委員会によって運営されることとなっていたが、会計処理はB支援員ひとりに任せていた状況にあり、運営体制は機能していなかった。

### (2) Aクラブに対する立入検査の内容について

#### ア 調査結果

- ・B支援員は、給与規定や就業規則の作成をはじめ、自身の給与改定や小口現金の支出、勤怠管理など、運営委員会による正式な手続きを取らず、自己判断により行っていた。
- ・Aクラブの運営経費をB支援員の私的経費（タクシー代、飲み会代、車検代等）に使用していた。
- ・B支援員と常勤職員（親族2名）のみが業務時間中の会議でありながら、「会議手当」の支給を受けていた。
- ・B支援員の時間外勤務として計上されている内容について、時間外勤務を行っているか明確でないものがあった。
- ・補助金申請に係る書類について、B支援員が運営委員会及び監査時に必要な書類のすべてを開示していなかった。

#### イ 不適正な支出に係る金額

今回の調査において不適正と判断された支出金額は次のとおりである。

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
232,705円	293,863円	281,204円	238,133円	308,985円	1,354,890円

※別途加算金 479,696円

### (3) Aクラブに対する対応

#### ア 補助金の一部交付決定取消及び返還命令

不適正な支出として確認された経費について、補助金の交付決定を取り消したうえで、不適正な支出額（1,354,890円）の返還を求め、令和5年4月6日に全額（加算金含む）が返還された。

#### イ 運営体制について

今回の不適正事案は、B支援員ひとりによる運営となっていたことや、運営委員会のチェック機能が働いていなかったことが大きな要因であったことから、運営体制の見直しの指導を行い、令和5年度から市内の社会福祉法人へ運営を移譲した。

### (4) 今後の対応について

本市の放課後児童クラブ（全95クラブ）に対して文書により適正な会計管理と運営体制などについて周知徹底する。

#### 【参考】放課後児童クラブの運営体制内訳

R5.4.1

種別	クラブ数（箇所数）	割合（%）
運営委員会	5	5.3
社会福祉法人	47	49.5
学校法人	9	9.5
NPO法人	25	26.3
一般社団法人	9	9.5
財団法人	-	
合計	95	